

タクシー業務適正化特別措置法に規定する適正化事業の概要について

【指定地域（法第2条第5項）】

タクシーによる運送の引受が専ら営業所以外の場所で行われ、乗車拒否等輸送の安全及び利用者の利便を確保することが困難となるおそれがある行為の状況に照らし、タクシー事業の適正化を図る必要があると認められる地域（以下の13地域を政令で指定し、同地域ではタクシー運転者の登録制度を実施）

札幌、仙台、さいたま、千葉、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、北九州、福岡

【特定指定地域（法第2条第6項）】

指定地域のうち、特に利用者の利便を確保する観点からタクシー事業の業務の適正化を図る必要があると認められる地域（以下の3地域を政令で指定）

東京、横浜、大阪

国が指定した適正化事業実施機関により、下記の適正化業務を実施（法第34条）

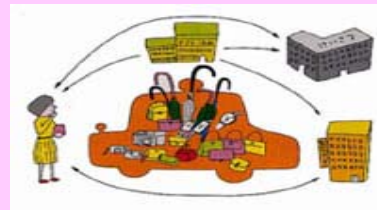
道路運送法等に違反する行為の防止及び是正を図るための指導業務
（街頭指導、巡回指導等）



タクシー運転者の業務の取扱いの適正化を図るための研修業務
（新規講習、命令講習等）



タクシー事業の利用者からの苦情処理、忘れ物調査業務



タクシー乗場その他利用者のための共同施設の設置・運営業務



【適正化事業実施機関】

※適正化事業実施機関は、現在、（財）東京タクシーセンター、一般財団法人神奈川タクシーセンター、（財）大阪タクシーセンターの3機関。

（なお、適正化事業実施機関は、一般財団法人であることを必要とし、また、特定指定地域内に複数の指定は認められない。）

※適正化事業実施機関は、毎事業年度開始前に、適正化業務に係る事業計画、収支予算及び資金計画を作成し、国の認可を受けなければならない。

※適正化事業実施機関は、適正化業務の実施に必要な経費に充てるため、特定指定地域内に営業所を有するタクシー事業者から負担金を徴収することができる。（H23年度の東京地域の場合：1両1カ年あたり 法人35,500円、個人15,000円）